

第3回いろは呑龍トンネル南幹線シールド工事の
漏水対策に係る技術検討委員会 議事概要

| | |
|----------|--|
| 開催日時及び場所 | 平成30年7月9日（月）午後3時～ 京都府流域下水道 乙訓ポンプ場 |
| 出席委員氏名 | <p>委員長 大西 有三（京都大学名誉教授） 委員 三村 衛（京都大学大学院工学研究科教授） 委員 渡邊 一弘（国土交通省国土技術政策総合研究所 道路構造物研究部道路基盤研究室長）</p> <p>（欠席） 委員 矢野 知宏（地方共同法人日本下水道事業団近畿・中国 総合事務所長） （別途事前に説明し、意見を受ける）</p> |
| 概要 | <p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>（1）現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧した構造物の施工状況、漏水が無いことを確認。 <p>（2）復旧工事及び構造物の安全性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間報告（案）の4ページに書かれている「主たる発生原因」、「発生原因につながったと考えられる要因」、「施工上の反省点」は妥当である。 ・復旧工事については、委員会の意見を踏まえて作成された施工計画書に基づき、充填材の厚みと強度の確保、水膨張性シーリング材の設置、大きな開口部の閉塞処理等が実施されたことを現地確認し、今時点では漏水は無い。 ・地盤の解凍中に発生した小規模な漏水についても、追加で実施した止水処理が確実に施工され、その後の漏水も確認されていないため、処置が適切であったと判断する。 ・現時点での状況を考えると、復旧した構造物は安全性に問題なく施工されたと結論付ける。 <p>（3）道路下地盤の緩み範囲について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボーリング調査、路面探査及び橋台の変位計測等の結果から、説明のあった範囲が地盤の緩み範囲であると判断する。 ・復旧工事に当たっては、道路管理者と十分に協議を行い、安全に工事を進められたい。 ・道路変状等の経過観測は、道路の復旧工事完了後も道路管理者と協議の上、一定期間実施すること。 <p>（4）中間報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間報告（案）として説明を受けたが、この内容で問題ないため、（案）をとり中間報告とする。 |

(5) まとめ

- 工事箇所は地盤の状況が判りづらい上に、今回は地下水圧が加わっている。凍結という特殊な工法で施工されているが、接合部はかなり複雑な構造であるのに、それに対する十分な配慮がなかった。施工者は経験があったが故に、過信があったのではないか。しっかりと点検を行い、設計どおりのことができているか、できていなければどういう処置を行うのか確認しながら進めることが必要であった。
- 今後、施工者は舗装復旧工事に着手し、残りの工事を安全に進めて工事完了を目指されたい。
- 同様の事故が起こらないよう、発注者としてもしっかりと監督をされたい。